

返還猶予を受けた後は、返還猶予期間の就業状況の確認をさせていただきます。

奨学資金返還の免除が受けられる場合

【猶予期間満了後に必要なもの】

① 奨学資金返還免除申請書（様式第5号）

（市内の社会福祉施設等へ3年間従事した等のため返還を免除する場合）

●全部免除

○養成所等を卒業後、1年以内に市内の社会福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士の業務に従事し、その引き続き従事した期間が、3年に達したとき。

○市内の社会福祉施設に在職中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

●全部又は一部免除

○貸与を受けた期間に相当する期間以上、市内の社会福祉施設等において理学療法士、作業療法士、介護福祉士の業務に従事したとき。

※免除される額については、長寿介護課までお問い合わせください。

○死亡、災害、疾病その他やむを得ない事情により奨学資金を返還することが著しく困難であると市長が認めたとき

奨学資金の返還が生じる場合

次に該当することとなった場合には、奨学資金の返還が必要になりますので、十分注意してください。

特に、就業後3年到達前に退職等があった場合は、すみやかに報告願います。

○死亡、退学等により奨学資金の貸与を中止されたとき。

○養成所等を卒業した後、市内の社会福祉施設等において理学療法士、作業療法士、介護福祉士の業務に従事しない期間が1年に達したとき。

○市内の社会福祉施設等において、理学療法士、作業療法士、介護福祉士の業務に従事しなくなったとき。

※返還が生じて、返還すべき日までに返還しなかった場合、日数に応じた延滞利息が必要となりますので、注意してください。

社会福祉施設等とは・・・

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定する障害者支援施設

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164条)第7条に規定する児童福祉施設

(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条に規定する老人福祉施設

(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護サービス事業者の運営する事業所又は施設

(お問い合わせ)

玉野市健康福祉部 長寿介護課

TEL. 0863-32-5537

FAX. 0863-32-5526

MAIL choju@city.tamano.lg.jp